

サイバー犯罪の被害が増大しています！！その1

サイバー犯罪の検挙件数は増加の一途をたどっており、平成14年度1,606件、15年度1,849件～平成22年中は6,933件と、前年より243件(3.6%)増加し過去最多となりました。また、22年中のネットワーク利用犯罪の検挙件数についても5,199件と、前年より1,238件(31.3%)増加し、過去最高となりました。この数字は、検挙件数ですから、実際の犯罪件数は、この何倍とも言われています。

大分県警本部への相談件数だけでも、数千件です。内容は、「架空請求」です。中高校生がターゲットとされて、叱られることを嫌がり、請求に応じてしまっているようです。

相談する人がいない場合は、警察署の安全相談係などで受け付けています。

実際の被害例

1. 「不正アクセス」・「強制入会サイト」

ホームページを次々と見てまわっているうちに、いつの間にか入会手続きをしてしまっていた。

→ 気軽にOKボタンを押さない。



2. 「ちくりメール商法」

「あなたの画像が使われています。消したければ次のホームページにアクセスしてください。」などのメールが届く。本人は、そのサイトにアクセスして、中を見るために入会金を支払ってしまう。結局、そんなものはない。こうして、入会金1万円などを支払ってしまうこととなります。

→ やましいことのない、自分に自信をもてる生活をすることも個人個人に求められています。

3. 「架空請求」

これまでは、単に「無視をする」「相手に返信しない」ということを言ってきましたが、最近少し様子が変わってきています。

請求人が裁判所へ訴訟を起こすと、裁判所からあなた宛に催促状が届きます。これは、小額訴訟といい、30万円以下の金銭の請求に限り利用できるもので、原則として裁判所に一回だけ出頭すればよく決着がつくものとされています。つまり、善良な請求人が借金を返してもらえない場合に利用するものなのですが、架空請求人は、この法律を逆手に取っているのです。

あなたは、これまでのように「無視」し続けていると、異議なしとみなされ、請求人の申し立てを認めたことになり、強制的に支払いに応じなければならなくなります。

サイバー犯罪の被害が増大しています！！その2

4. 被害の原因は、個人情報の漏洩にある

住民票等の漏洩事件では、1件幾らで取引されていたそうです。君たちのところに「連絡網」を見せてなどの連絡はないですか。また、年賀状に、家族の写真や住所、電話番号までご親切に載せています。これでは、家族構成から勤務先、全て自分でばらしているのと同じことなんです。

また、インターネットから、占いや懸賞などで知らないうちに個人情報をもらしていることもあります。例えばYahooで住所を登録する場合は、「日出町大神 1396-43y」などとし、最後に“y”をつけます。見知らぬダイレクトメールなど来た場合、どこから漏れたのか分かりその後の処理に役立つといわれています。

5. インターネット利用について

フリーライター、今 一生 (こん いっしょう) さんは、子どものインターネット利用について、次のように言っています。

「インターネットを利用することで生まれる教育とは、分からない物に手を出すと自分では責任の取れない事態になることを経験によって学ぶことです。

もちろん、危険性もあります。しかし、自分でしでかしたことを危険だと判断するのは、結局は自分自身しかいないのだという、“気づき”に達するには、それ相応の傷を自分ひとりで負わなくてはなりません。

それが、インターネットの『自己責任メディア』といわれるゆえんなのです。出会い系サイトでだまされようと、匿名アドレスの相手に不当に傷つけられようと、ちょっとしたいたずらのつもりでBBS（掲示板）に書き込んだ内容で警察に逮捕されようと、そういう危険をユーザーである君たちが身をもって体験することで『世間』や『現実』を実感し、自分の失敗から学んでいくことしかできないのが、インターネットの世界なんです。」

